

条の2”の検定だけは係るという法律上の決まりになっているわけです。これが原型だというふうにまず理解していただきます。

次に、ところが、以上のようないろいろな条件がありましたが、この中で、これは昭和50年にできた規定ですが、その当時から比べまして、住戸は大きくなってくると、いろいろと多様な設計が共同住宅の中で行なわれるようになってきて、どうも合わなくなってきた。特に住宅設計側で非常に大きな問題とされていたのは、開口部の制限なのです。

開口部の制限とは、前述のように、共用部に対して1カ所あたり2㎡、一住戸あたり4㎡という制限がありました。これは廊下型の共同住宅の場合に、50㎡とか60㎡とかであれば、たいしたことはないのですが、100㎡を超えるようにようになったらかなり効いてきます。北側に2居室造るようになるのと、入口があって、居室をつけて、窓を2つつけるとなると、全体的な面積は足りなくなってしまうのですね。

一方で、「建築基準法」上は、居室の床面積の7分の1以上は開口部を取らなければいけないという規定があるわけですから、7分の1を取らなければいけないし、消防設備を省略しようと思えば4㎡以下にしなければいけないというジレンマに陥るわけです。

これをクリアするために住宅を設計する側ではどうするかというと、窓が非常に小さい部屋を造り、「これは居室ではない」といって、納戸とかユーティリティという名前にするわけです。2㎡とか4㎡という制限のせいで、かなり無理な住宅設計が行なわれてきたわけです。

「これではどうも、具合が悪いのではないか」と消防側で反省しまして、何とか是正しようと思ったわけです。このへんは避難の問題とか、延焼の問題とかいろいろあるわけですから、種々実験などもしまして、昭和61年12月5日に新しい特例基準を出しました。それが、60頁からある「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」というものです。

これは、わかりづらいと思いますが、簡単に言いますと、まず耐火構造であって2方向避難開放型が確保をされており、なおかつ、ホームセキュリティが全住戸についている、こういう集合住宅については、これは先ほどの開口部の制限はいらない。制限は撤廃しました。さらにそれ以外にも、例えば誘導灯もいらないことにしたり、3階以上の

場合、1住戸あたり100㎡以下にしなければいけないという制限もなくしてしまいました。大型の住戸とか多様な住居などは、これでかなり設計が楽になるはずです。

また、先ほど言いませんでしたけど、ドアについては常時閉鎖式の甲種防火戸にしなければいけないことになっていたのですが、その結果、入口のところは鉄の扉がそれだけしかないという、味もそっけもないマンションの入口が出来上がるわけです。

これをいろいろ実験などもして、今回はこの2㎡をとった上に、乙防にしていということにしたのです。そうするとどういうふうになるかといいますと、もっと高さの高いドアができる。反対側にもう1枚ドアをつけて、例えば引越しの時に大きく開けられるようなドアをつけるというようなことも、2㎡という規定を取ったとたん、非常に簡単にできるようになったわけです。こういうところも、網入りガラスにしてしまうというようなこともできるようになりますから、玄関まわりのデザインは非常に楽しいものになるのですね。

その時の条件は何かといいますと、2方向避難で開放型で、ホームセキュリティを全住戸に付けること。こういう具合にしたわけです。新しいタイプの住宅を造りたいところについては、大きなインパクトになるのではないかと考えているわけですが、これに関連して、「特別基準」の中で住居用の自火報の基準というものを作ったのです。

61頁の右側です。「(6)住戸用自火報」という項がありますが、いろいろと書いてある中で、まず「感知器」ですね。何をどこにどういうふうに設置するかというようなこととか、それから警報の問題ですが、「補助音響装置」を適宜つけて住戸内に火災であることを知らせるとか、それから「戸外表示器」というのを設けて、外から火災になっていることがわかるようにしようとか、それから当然のことながら、簡単に自分勝手に取り外されてはまずいので、外部から消防官などが通電の状況とか、導通の状況とか、そういうことを確認できるようにしておくようにする。これは通常の場合は、「戸外表示器」と兼用されるようになるか、あるいは住棟の受信機まで接続してそこからチェックできるようにするか、というようなことになろうかと思いますが、そういうことでなければいけないということにしています。

それから、電源のとりかたを規定してあり、火災になると、ご存じのようにすぐに停電するわけですね。そこで62頁の左側の⑥にあります、「電源は住戸ごとに交流低圧

屋内幹線から専用の分岐開閉器を介してとられていること」ということにしています。どうということかと言いますと、専用のブレーカーから専用の配線を介して取って下さいということですね。火災になると、通常の配線に火が行った場合、すぐショートしてブレーカーがとぶわけです。その時に住戸用自火報の電源もいっしょに切れてしまつては住居用自火報の役目をしないわけですから、これはほかがショートしてもなおかつ生き残るように専用のブレーカーから取って下さいということが一つ。

それから、その配線については、耐熱措置を講じたものでないといけないということにしています。ただ、他のホームセキュリティと組み合わせると、「面倒臭いことをいわないで、何とかコンセントから取りたいのだ」というようなことが出てくるでしょうから、そういうような場合には「10分間以上作動することができる容量の予備電源を何らかの形でつけておいてください」ということです。要するに火災が発生した時にきちんと作動することができなければならない。当たり前ですが、こういう条件付けをしております。

それから、11階以上の共同住宅については、以前から住戸用自火報ではなくて、本物の自火報がつくようになっています。つまり、11階以上については、それぞれの住戸にみなホームセキュリティが入ることになるわけですから、11階以上の部分だけは最低限住棟受信機とつないで下さいということにしています。従前とのバランスをとり、こういうふうにしています。もちろん10階以下の住戸用自火報もいっしょにつないでも構いません。

それからこれに伴い、住戸用自火報については、前述の“第17条の3の2”とか“同3の3”の規定、あるいは“第17条の5”の規定というのは、みな係ってくるわけです。それは、義務設置としてやっているわけですから、当然係ってくるというふうに考えていただきたいと思います。

さらに、これに関連して、2、3付言しておきますと、まず「消防法」の「施行規則」の中に、実は150㎡以上の防火対象物にはP型3級、GP型3級の受信機を設置してはいけないという規定と、P型3級、GP型3級については、1の防火対象物の3個以上設置してはいけないというような規定がありますが、これは確かに、義務設置としてやる場合にはこういうものはいけないわけですが、今度、先ほどいいましたよ

うな、住戸用の自火報の基準の（６）、この基準に則して作られたものについては、義務設置の一部として設置する場合も任意に設置する場合も、３個以上あるいは150㎡以上のところに設置するのはかまわないということにしております。

それからもうひとつ、古い共同住宅ですね。30㎡とか40㎡しかないような共同住宅について、2戸を1戸に改造するという動きがあるわけですが、そういう場合、昔の共同住宅の特例基準で出来ておりますと、住戸の開口部が4㎡あり、もう1戸も4㎡ある場合、間の壁を一部抜いたとたんに1住戸あたり8㎡になってしまうのですね。そうすると、今までは1住戸あたり4㎡以下でなくては消防設備が必要になるというところ、現在にさせていたのですが、それもちょっとおかしいのではないかとということで、こういうことをする場合には、この中に住戸用自火報をつけて、住戸内避難が迅速にできるようにする場合には、8㎡のままにしておいて、4㎡に埋め戻したりする必要はありませんというようなことも一緒にいっております。

もうひとつ最後に言いますと、「建築基準法」の改正が先日行なわれまして、準防火地域に木造3階建を建てるできるようになりました。これから政令改正をすることになっておりますが、われわれがいちばん気にしておりますのは、そういう建造物の住戸内避難の問題で、これに対して住戸用自火報を何らかの形で義務付けるようなことができないか、考えているところです。

6. 質疑応答

Q：直結の問題に関して、消防機関の非火災報の許容限度はどのくらいか。

A：難しいですね。例えば、非火災報は感知器1個あたりでいいますと、現在のレベルでも、30年に1回位しか非火災報は起きないといわれています。ところがいくつも設置されてくると、非火災報の全体としての確率はどんどん上がっていくわけです。

今、遠隔移報警備と称されているものがあるわけですが、夜間の場合ですが、ある市では警備業者等から1年間に300回位の通報がありまして、そのうち真火災は1～2回位です。

このままでいきますと、東京のような非常に膨大な対象物を抱えるところでは、ものすごい出動回数になってしまいます。出動回数は確率ではなく、絶対値です。例えば、119番の司令台に夜中に500回の119番がかかってきた時に、495回は実は非火災報でしたということになりますと、さすがに許容の限度を越すのではないかと思うのです。ただ、世の中の動きとして、ホームセキュリティという動きもあるので、今、前向きに検討している最中です。どの位まで我慢できるかということですが、絶対値の問題として我慢できる許容限度がどの位かというようなことは、まだ決まっておりません。

Q：「共同住宅の特例基準」について、耐火構造ではだいぶ緩和されているようですが、木造の住宅の場合、地域によっては200㎡以上は自火報を設置するようにとの指導があるようなのですが、そのへんは緩和ということは考えられないのでしょうか。

A：そもそも、消防法では500㎡以上とっております。200㎡というのは地方の消防機関が独自に行なっていることです。消防庁が緩和するということとはできないのです。むしろ、この先の問題として、「建築基準法」は4年位先には、例えば木造3階建てのアパートを許すことにするかもしれない。その時にどうするかということになるとと思いますが、消防の側では、むしろ強化することになるのではないのでしょうか。

Q：「補助音響装置」の基準は……

A：音響装置というふうに考えられておりまして、補助音響装置というのは別のブザーみたいなものというふうに考えております。ですから、必ずしもつけなくてはいけないということはないわけで、50㎡ほどの住宅の場合には、主音響装置で十分いけると思うのです。ただ、主音響装置は今、70デシベルとっておりますが、70デシベルで襖2つ3つ通しますと、40デシベル位になってしまいます。それでは聞こえないだろうと思います。まだ、今のところ聞こえ方についての基準は作っておりませんが、例えば戸を閉めておいても、60デシベル位は別の部屋で聞こえるようにしたいとは思っています。そうしないと目が醒めないわけです。ですから、主寝室のところには1個位はブザーをつけておかないと具合が悪いのではないかなというようなことを考えております。

Q：「戸外表示器」は必要か……